

ふたば便り

ふたば税理士法人

2010年8月号 (Vol. 96)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 ｷﾀﾞﾙ 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

円満相続のためにできること（その3） ～生前贈与～

相続対策を考える場合、「節税」のみを重視して、後々、問題となるケースがあります。例えば、財産を現金預金で持っているよりも相続税が安くなるからといって、せっかく貯めてきた現金預金で賃貸マンションなどを購入し、あとで相続が起きたときに、財産をどのように分けるかという分割協議がまとまらないということもあります。

相続では節税もちろん重要ですが、それよりも遺族がもめることなく、財産を円満に分けることが重要ではないでしょうか。現金預金のように1円単位まで分けられるものであれば問題になることはありませんが、不動産や会社の株などは遺族の間で分けるのが困難なことも少なくありません。しかも、**残された子供たちが分け方を決めなければならない**となると、様々な問題が生じます。たとえば、兄弟同士は仲が良くても、そこにそれぞれの配偶者が関わると、とたんに話し合いがまとまらなくなるということも決してめずらしいことではありません。両親のうちひとりが残っている場合はまだしも、両親とも亡くなっている場合などはなおさらです。

生前贈与は、生きているうちに財産をタダであげることです。タダでもらった財産はもらった人のものとなりますので、たとえ両親が亡くなくても、その財産については争いようがなくなります。一般に贈与税は税率が高いのでなかなか実行できないという方もいるのですが、110万円までの贈与であれば贈与税がかからないという基礎控除や、相続時精算課税制度といった制度を利用するなどして、長いスパンで財産を移転することも有効な相続対策になります。

贈与をするときの注意点は、あげる人ともらう人がそれぞれの意思を確認しあうことが前提になるという点です。すなわち、あげる人は自分の持っているものを「あげます」といい、もらう人は「もらいます」といってはじめて成立しますので、一方的に「あげた」だけで、もらった人がそれを「もらった」と認識していなければ、贈与は成立していないことになるのです。例えば、お子さんやお孫さんに毎年100万円づつコツコツと積立預金しているような場合は、そのお子さんなどに「もらった」という認識がなければ、贈与は成立していないということになるのです。**相続税の計算をする場面では、これを「名義預金」といって、たとえ預金の名義はお子さんであっても、実質的には亡くなった人の財産として相続税の対象になる**ということが多くあります。贈与する場合には、**通帳など資金の管理をしているのがもらった人であることの他に、贈与契約書などがある**と、より良いでしょう。お子さんなどが未成年の場合は親が親権者となり、子供の代理人として贈与契約を結んでおくとも間違いありません。

次の回では、「贈与税」と「相続税」について解説いたします。

～夏季休暇のお知らせ～

誠に勝手ながら下記の期間を夏季休暇とさせていただきます。

暑い日が続きますので体調管理にご留意ください



7月の事業承継セミナー開催の様相→